

# 保護者のみなさまへ

## 就学援助についてのお知らせ

寄居町教育委員会

町では、寄居町に住所があり町立小・中学校へ通学しているお子さんが安心して学校へ通えるように、**経済的に困りになっているご家庭に対して、就学費用の一部の援助**をおこなっています。

この就学援助費を希望される方は、申請が必要となりますので、町教育委員会または各小・中学校で申請手続きをおこなってください。

### ◎ 援助を受けられる方

(経済的に困りになっていて、教育委員会で認める方。具体的には次のような方です。)

- 1 児童扶養手当法による児童扶養手当を受給されている方(児童手当ではありませんので、ご注意ください。)
- 2 町民税が非課税の方
- 3 前年度または当該年度において、生活保護法に基づく保護が停止または廃止された方
- 4 保護者の職業が不安定であることなどにより、生活保護に準ずる程度に経済的に困難な方(世帯の収入が、生活保護の基準より算定した仮の世帯収入額と比べて一定の基準以下の世帯)

### ◎ 援助の内容 (金額はいずれも年額です。金額は平成30年度の実績額ですので変更となる場合もあります)

①学用品費等 ..... 小学1年11,420円 小学2年～6年13,650円

中学1年22,320円 中学2年～3年24,550円

②新入学児童生徒学用品費... 小学1年40,600円 中学1年47,400円

\* 4月認定者のみ対象となります。

なお、3月に新入学準備費の支給を受けた方は対象外です。

③修学旅行費 ..... 修学旅行に直接必要な交通費・見学科・宿泊料等

\* 上限額 (小学校21,490円・中学校57,590円)

④学校給食費 ..... 実費分 (町から他の制度により補助する場合は支給しない。)

⑤医療費 ..... 定期健康診断後、学校保健安全法適用疾病に対し、学校からの申請により医療券を交付します。

なお、医療券を持たずに受診した場合は、自己負担となる場合がありますのでご注意ください。



## ◎ 援助の申請方法

この援助制度を希望する方は、お子さんの通学される町立小・中学校または教育委員会へ所定の様式で申請してください。

所定の様式（申請用紙）は、町立各学校及び教育委員会教育総務課に用意してあります。

なお、転入により平成31年1月1日現在寄居町に住所のない方は、申請書の他に前住所地等で発行された所得証明を添付していただく場合があります。

（所得証明の発行は、平成31年1月1日に住所を定めている市区町村となります）

## ◎ 受 付

平成31年4月（平成31年度初め）から援助を希望する場合は、平成31年3月29日（金）までに書類の提出が必要となります。

受付は年の途中でも随時行っておりますが、受付の時期により認定開始時期及び援助金額は変わります。

## ◎ そ の 他

＊前年度申請して認定を受けている方も、毎年度申請が必要となります。

また、現在認定されている方で、今年新たに入学されるお子さんがいる方につきましては、2月上旬頃学校を通して新年度用の申請書を配布いたしますので、そちらの申請書に新入生の分も含めて申請してください。

### ●お願い●

**住民税申告を必ず行ってください。**

（給与収入のみの方で年末調整をした方は除きます。）

（認定の際、所得の状況を確認する場合があります。そのため、申告されていないと認定ができないことがあります。）

※問合せ先：寄居町教育委員会 教育総務課 学校教育班

電話 048-581-2121（内線512）